

草加市立青柳中学校保護者と教職員の会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は草加市立青柳中学校保護者と教職員の会と称する。

第2条 本会は事務所を草加市立青柳中学校内に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 本会は保護者と教職員が協力して、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的をとげるために次の活動を行う。

1. 生徒の校外活動の指導
2. 生涯学習の推進
3. 教育的環境の整備
4. 学校行事への協力
5. その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 方針

第5条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。

第4章 会員

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 青柳中学校に在籍する生徒の保護者
2. 青柳中学校の校長及び教職員

第5章 役員

第7条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名 (保護者)
- (2) 理 事 4名～ (保護者3名～、教職員1名)
- (3) 会 計 3名 (保護者2名、教職員1名)

役員任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

役員は他の役員を兼任することはできない。

欠員により選ばれた役員任期は前任者の残任期間とする。

第8条 役員を選出は次による。

1. 会長は総会において選出する。
2. 理事、会計は、会長が選出し、総会の承認を得る。

第9条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は会を代表し会を統括する。諸会議を招集し、会長または理事が議長となる。
2. 理事は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は会長の指示に従って記録その他の庶務を行う。
4. 会計は総会において承認された予算により会の会計事務を処理し、一切の財産を管理し、総会に決算報告をする。

第6章 会計

第10条 本会の活動に要する経費は会費及びその他の収入によって賄われる。

会費は、その年度で必要となった時のみ徴収する。

第11条 本会の経理は総会によって議決された予算に基づいて行われる。

第12条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会計監査

第14条 会計監査は2名とし、会長が選出し、総会の承認を得る。

第15条 会計監査は本会の会計を監査しその結果を総会に報告する。

第8章 総会

第16条 総会は本会の最高議決機関である。

1. 総会の成立は会員の2分の1以上の出席（委任状提出を含む）を必要とし、議決は出席者の過半数とする。
2. 理事会で必要と認めるとき、または、会員の10分の1の賛同があれば、臨時に開催することができる。

第17条 総会において次の事項を行う。

1. 決算・予算の審議、承認
2. 役員承認
3. 事業報告、事業計画の審議承認
4. 会則の改正その他、必要なる事項

第9章 理事会

第18条 理事会は本会の役員、校長、教頭をもって構成し、議決は出席者の過半数とする。
理事会は、会長の招集により年4回開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。

第19条 理事会の任務は次のとおりとする。

1. 事業計画の審議及び処理
2. 総会開催の準備
3. その他の必要事項の処理

第10章 改正

第20条 この本会の改正は総会の決議によらなければならない。

第11章 解散及び清算

第21条 この会の解散は、総会または廃校時において決定することができる。

第22条 この会が解散する時は、財産目録を製作し、総会で承認を得る。

第23条 目的を同じにする会に、財産を移行することができる。

第12章 個人情報の取り扱い

第24条 本会が活動を推進するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理については「個人情報取扱要領」に定め、適正に運用する。

第13章 細則

第25条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限り理事会の議決を経て定めることができる。

理事会は細則を制定または改廃した場合にはその結果を次期総会に報告しなければならない。

第14章 附則

第26条 本会則は平成29年5月25日より実施する。

青柳中学校保護者と教職員の会細則

第1章 旅費規程

第1条 保護者と教職員の会関係の用務で出張する場合に次の金額を支給することができる。

- | | |
|--------|----|
| 1. 交通費 | 実費 |
| 2. 日当 | なし |

第2章 慶弔規程

第2条 保護者と教職員の会会員及びその生徒に対して慶弔の意を表すために定める。

1. 会員・生徒の死亡。
2. 会長が必要と認めた場合。

第3章 大会参加費補助規程

第3条 青柳中学校の生徒に対し部活動などで優秀な成績を収め、関東大会及び全国大会に出場する場合、大会参加に係る経費の補助として支給することができる。

金額は、10万円を上限とし、理事会で決定する。